

様式第18号(第20条関係)

一般廃棄物処理業許可証

令和 5年 3月16日

住 所 埼玉県さいたま市北区大成町四丁目57番12

氏 名 株式会社細田商店

代表取締役 細田元尉

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第7条第1項

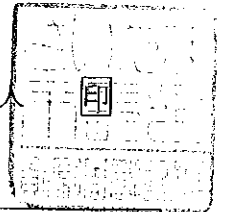
第7条第6項

第7条の2第1項

の規定により許可を受けた者で

あることを証する。

さいたま市長 清水 勇人



許 可 番 号	さいたま市廃許可 第167号	
事業の範囲	業 の 区 分	収集・運搬業(積替え保管を除く。) <del>処 分 業( )</del>
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業ごみ、道路公園等清掃ごみ、一時多量ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物
許 可 区 域	さいたま市内全域	
処理施設等の所在地	—	
処理施設等の種類及び処理能力	—	
運 搬 先 又 は 処 分 先	裏面別表1記載のとおり	
許 可 の 有 効 期 間	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	
許 可 の 条 件	裏面に記載のとおり	
変 更 の 状 況		